

## ○別枠速見地域広域市町村圏事務組合議会

### 傍聴規則

(昭和48年8月9日)  
議会規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年令を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、年令及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者で、議長から傍聴券の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券並びに報道関係者傍聴券とする。

2 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 団体傍聴券は、その代表者又は責任者に交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、議長が適当と認めたときは、傍聴券の交付を省略することができる。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、80人とする。ただし、議長において議会運営上必要があると認めるときは、傍聴人の定員を増減することができる。

〔別  
枠  
速  
見〕

九  
八

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、報道関係者で議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他危険なものを持つている者
  - (2) 精神に異常があると認められる者
  - (3) 酒気を帯びていると認められる者
  - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持つている者
  - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持つている者
- 2 児童及び乳児は、傍聴席に入ることができない。ただし、引卒者があるとき又は議長が許可したときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (4) 喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合傍聴規則)

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔別枠速見〕

100(～110)